

業務委託に関する 秘密情報等保持契約書

委託者 _____ (以下、甲という)

受託者 **株式会社 同窓会事務局** (以下、乙という)

とは、甲が乙に委託するデータ管理業務（以下、本件業務という）につき、その取扱い並びにその個人情報に関する秘密保持に関し次の通り契約する。

_____年 月 日

甲(委託者)

所在地

〒 _____

☎ _____ FAX _____

名称

代表者氏名

乙(受託者)

所在地 〒121-0831 東京都足立区舎人 3-11-26 EPS

☎03-5839-3456 FAX03-5839-3460

名称

株式会社 同窓会事務局

代表者氏名

代表取締役 社長 浅本 寧枝

[委託者] (以下、甲という) 及び[受託者] (以下、乙という) は、甲乙間の下記契約によって乙が甲から業務委託（以下、本件業務という）を受けるに際して、甲の秘密情報等を保護するため、以下のとおり合意する。

第1条 (秘密情報等)

1. 本契約の対象とする情報は、秘密情報及び個人情報（以下、秘密情報等という）とする。
2. 秘密情報とは、甲が乙に対して提供する情報及び本件業務に関して乙が知ることになった甲に関連する情報のうち、営業上、技術上、財産上、その他性質の如何に拘わらず有益な情報及び秘密とされるべき情報をいう。但し、以下の各号の一に該当する情報であって、乙が明確な資料によってこのことを証明できる情報は、秘密情報から除外する。
 - (1) 乙が受領したとき、すでに乙が正当に保持していた情報
但し 本契約以前に甲より預かった個人情報全て秘密情報の対象とする
 - (2) 乙が受領したとき、すでに公知であった情報
 - (3) 乙が受領した後、乙の責めに帰すべき事由によらず公知となった情報
 - (4) 乙が正当な権限を有する第三者から守秘義務を伴わず入手した情報
 - (5) 乙が秘密情報を利用することなく独自に開発した情報
 - (6) 甲が書面によって事前に承諾した情報（但し、当該書面によって特定されている情報に限る）
3. 個人情報とは、甲が乙に対して提供する情報及び本件業務に関して乙が知ることになった甲に関連する情報のうち、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、住所、電話番号、勤務先、生年月日、識別番号、記号、符号、画像、音声、その他の記述等により特定の個人を識別できるもの（当該情報だけでは識別ができない場合であっても、他の情報と容易に照合することができ、これにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）並びに法令によって「個人情報」としての規制あるいは保護を受ける情報をいう。

第2条 (秘密情報等保持義務)

乙は、秘密情報等について、厳重に秘密を保持するものとし、方法の如何を問わず、これを第三者に開示あるいは漏洩し、また、本件業務の目的以外の目的のために使用してはならない。

第3条 (秘密情報等の管理)

1. 乙は、善良な管理者の注意義務を用いて秘密情報等を管理し、秘密情報等を保護するために、乙自身の同様の情報等に関して採用している一切の予防措置をはじめ、秘密情報等の受領、利用、保管、返還、消去、廃棄、その他のすべての段階において、秘密情報等の漏洩が生じないように必要かつ適切な、あらゆる合理的な予防措置を実施しなければならない。
2. 甲は、乙による秘密情報等の安全管理が図られることを確保するため、必要に応じて、乙に秘密情報等の管理状況の報告を求め又は自ら調査することができるものとし、改善が必要であると判断した場合には、その旨を乙に指示することができるものとする。

第4条 (再委託の制限)

乙は、本件業務について、甲の書面による事前の承諾がない限り、再委託を行ってはならない。乙は、甲の書面による事前の承諾を得て再委託を行う際は、当該再委託先をして甲の指定する様式の誓約書を甲に差し入れさせるものとし、如何なる場合であっても、乙は、当該再委託先の行為について自己の行為と同様の責任を負担するものとする。但し、以下の(1)(2)に該当し、秘密保持誓約書又は秘密保持契約書が交わされて、乙と3年以上の安全な取引実績が明確な資料によってこのことを証明できる法人又は個人は、本状に定める再委託先から除外する。

(1) 契約社員

(2) 製本業者や撮影業者など部分的に委託する場合

第5条 (秘密情報等の返還・消去・廃棄等)

1. 乙は、以下の各号の一に該当する事由が生じた場合は、甲の指示に従い、秘密情報等が記載ないし記録された書面、図表、記述、報告、記憶媒体等の有体物（秘密情

報等がコピーされた有体物を含む)の一切を直ちに甲に返還し、あるいは、記憶媒体の一切から消去又は焼却処分するものとする。

- (1) 時期ないし理由の如何に拘らず甲の要請があったとき
- (2) 本件業務の履行が完了し、あるいは履行不能となったとき
- (3) 解除、解約、その他理由の如何に拘わらず、本件業務についての契約が終了したとき
- (4) その他甲が秘密情報等を保持する必要がなくなったとき

2. 乙は、前項によって返還あるいは消去された秘密情報等を、方法の如何を問わず、復元ないし再生してはならない。

第6条 (秘密情報の取扱状況の調査)

甲は、乙による秘密情報等の安全管理が図られることを確保するため、必要に応じて、乙に秘密情報等の管理状況の報告を求め又は自ら調査することができるものとし、改善が必要であると判断した場合には、その旨を乙に指示することができるものとする。

第7条 (事故時の責任)

1. 乙が管理する秘密情報等について、不正アクセス、紛失、盗難、破壊、改ざん、漏洩、その他の事故が発生した場合の責任は、すべて乙が負担する。
2. 前項の場合、乙は、直ちに当該事故の詳細について甲に状況を報告し、損害の発生・拡大の防止、証拠の保全、事実の調査、その他当該事故に対処するためのあらゆる合理的な措置をとるものとする。また、甲からの指示がある場合には当該指示に従った措置をとるものとする。

第8条 (損害賠償)

1. 乙は、本契約の違反、事故、その他乙の責めに帰すべき事由によって、第三者に損害が生じ、あるいは第三者からのクレームが生じた場合には、乙の責任及び負担において、損害の賠償及び適切なクレームへの対処を行うものとし、甲に対しては一切の損害を及ぼさないものとする。
2. 乙は、本契約の違反、事故、その他乙の責めに帰すべき事由によって、甲に損害を及ぼした場合には、甲に対し、その損害一切を賠償するものとする。
但し、本状に定める損害賠償金額の上限は乙の受注金額の総額または壱千萬元までの高額な方を有効とする。

第9条 (有効期間及び効力)

1. 本契約の有効期間は、本契約締結日から1年間とする。但し、契約期間満了の3ヶ月前までに、一方当事者より別段の書面による意思表示がなされない場合は、新たな期間を1年間として自動更新されるものとし、以後も同様とする。
2. 期間満了、解除、解約、その他事由により本契約が終了した場合であっても、本契約の終了前に本契約の対象となっていた秘密情報等についての乙の義務は、依然として有効に存続するものとする。

第10条 (合意管轄)

本契約に関して訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を第一審とする専属管轄裁判所とすることに甲乙は合意する。

第11条 (協議事項)

本契約に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、甲乙双方にて信義誠実の原則に従い、協議の上解決を図るものとする。

第12条 (契約終了後の措置)

本契約終了後、乙は甲に委託された個人情報の返却、消去、廃棄を適切かつ迅速に行うこととする。

以上、本契約成立の証として本書2通を作成し、甲乙各自記名捺印の上、各1通を保持するものとする。